

◆◆地域の相談窓口をご存じですか?◆◆

【権利擁護支援センター】

権利擁護支援センターでは、虐待、消費者被害、財産・金銭管理、遺言・相続、成年後見制度の利用等の相談をお受けします。高齢者、障害のあるかたご本人だけでなく、そのご家族・支援者のかたからの相談にも応じます。毎週火曜日午後1時30分からは、法律職(弁護士・司法書士)と社会福祉士が協働で相談に応じる専門相談も開催しています。

- 悪徳業者にだまされた...
- 財産管理・金銭管理が不安!
- 成年後見制度って何?
- もしかしたら、虐待かも...
- 遺言・相続のことで相談したい。

問い合わせ 権利擁護支援センター ☎31-0682(保健福祉センター内)

【高齢者生活支援センター】

介護・健康・福祉等の生活に関する身近な総合相談窓口として、市内4カ所に「高齢者生活支援センター」を設置しています。お住まいの地域のセンターにご相談ください。

たとえば、こんな相談も...

- 介護保険の相談はどこにすればいいの?
- 近くに高齢者の体操教室や趣味の教室はないの?
- 近所のおばあちゃん、最近物忘れがあるかも...
- ひとり暮らしだから、もしものときに心配。

■高齢者生活支援センター

西山手高齢者生活支援センター(アクティブライフ山芦屋内) 山芦屋町9-18/☎25-7681

山手中学校区

東山手高齢者生活支援センター(和風園内) 朝日ヶ丘町39-20/☎32-7552

奥山・奥池町・奥池南町・山手町・山芦屋町 東芦屋町・西山町・三条町・月若町・西芦屋町 大原町・船戸町・松ノ内町・栗平町・上宮川町 三条南町・前田町・清水町

六麓荘町・岩園町・楠町・翠ヶ丘町 親王塚町・朝日ヶ丘町・東山町

精道中学校区

精道高齢者生活支援センター(保健福祉センター内) 呉川町14-9/☎34-6711

茶屋之町・大樹町 打出小樋町 宮塚町・若宮町 宮川町・浜町 精道町・浜芦屋町 西蔵町・呉川町 平田北町・伊勢町 春日町・打出町 松浜町・平田町 南宮町・大東町



潮見中学校区

若葉町 高浜町 緑町 新浜町 潮見町 浜風町

潮見高齢者生活支援センター(あしや喜楽苑内) 潮見町31-1/☎34-4165

陽光町・海洋町 南浜町・涼風町



芦屋市では平成29年4月から

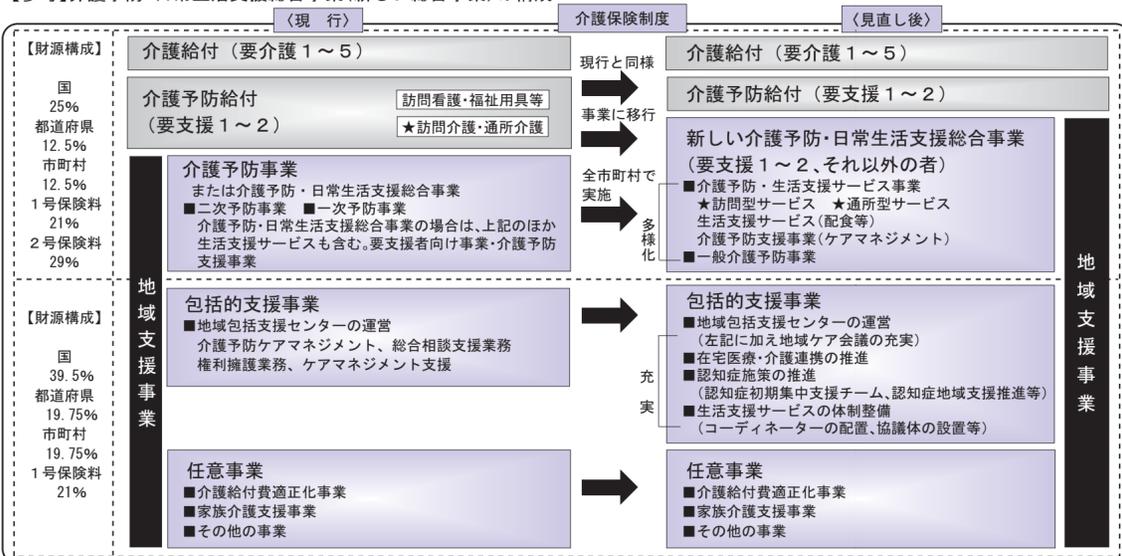
新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行します

平成27年度の介護保険制度改正において、2025年(平成37年)に団塊の世代が75歳を迎えるなど少子高齢化が進んでいく中、高齢者の多様なニーズに地域全体で応えていくため、要支援者向けのサービスである予防給付のうち訪問介護と通所介護が、全国一律の基準に基づくサービスから、市町村が地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施することができる新しい総合事業へと移行することとされました。

本市では、平成27年度～28年度にかけて準備を進め、平成29年4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業をスタートします。

問い合わせ 地域福祉課地域支援係 ☎38-2040

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



芦屋すこやか長寿プラン21(第7次芦屋市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画)

所得段階別の介護保険料額

所得段階	改正後(平成27~29年度)		改正前(平成24~26年度)		
	所得等の条件・基準額に対する割合	保険料 年額 (月額)	所得段階	保険料 年額 (月額)	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税者または世帯全員が市民税非課税者で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の場合	0.45	29,640円 (2,470円)	第1段階	30,480円 (2,540円)
				第2段階	33,480円 (2,790円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税者	0.7	46,080円 (3,840円)	第3段階	42,720円 (3,560円)
				第4段階	45,720円 (3,810円)
第3段階	第1・第2段階以外の場合	0.75	49,320円 (4,110円)	第4段階	54,960円 (4,580円)
				第5段階	61,080円 (5,090円)
第4段階	本人が市民税非課税者で、世帯に市民税課税者がいる場合	0.9	59,280円 (4,940円)	第5段階	67,080円 (5,590円)
				第6段階	76,320円 (6,360円)
第5段階	上記以外の場合	1	65,880円 (5,490円)	第6段階	91,560円 (7,630円)
				第7段階	106,800円 (8,900円)
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の場合	1.1	72,360円 (6,030円)	第8段階	114,480円 (9,540円)
				第9段階	122,160円 (10,180円)
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の場合	1.25	82,320円 (6,860円)	第9段階	114,480円 (9,540円)
				第10段階	122,160円 (10,180円)
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の場合	1.5	98,760円 (8,230円)	第10段階	135,000円 (11,250円)
				第11段階	143,160円 (11,930円)
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の場合	1.505	99,120円 (8,260円)	第12段階	150,000円 (12,500円)
				第13段階	165,000円 (13,750円)
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	1.75	115,200円 (9,600円)	第14段階	180,000円 (15,000円)
				第15段階	195,000円 (16,250円)
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の場合	1.87	123,120円 (10,260円)	第16段階	210,000円 (17,500円)
				第17段階	225,000円 (18,750円)
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の場合	1.875	123,480円 (10,290円)	第18段階	240,000円 (20,000円)
				第19段階	255,000円 (21,250円)
第13段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の場合	2	131,760円 (10,980円)	第20段階	270,000円 (22,500円)
				第21段階	285,000円 (23,750円)
第14段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,500万円以上の場合	2.05	135,000円 (11,250円)	第22段階	300,000円 (25,000円)
				第23段階	315,000円 (26,250円)

※平成29年度は、第1段階の保険料率の軽減幅が引き上げられるとともに、新たに第2・第3段階の保険料率が軽減される予定です。



平成26年6月に成立した「医療介護総合推進法」により、平成27年4月から介護保険制度の一部が改正されます。ここでは介護保険料の改正と介護保険サービス利用料の2割負担導入等について説明します。

介護保険料の改正(平成27年4月) 市町村は、介護保険事業計画を3年ごとに策定し、計画期間中の介護保険サービス給付費総額を推計した上で、必要になる介護保険料を算定することになっていきます。今回策定した芦屋すこやか長寿プラン21(第7次芦屋市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画)では、平成27年度から平成29年度の第1号被保険者(65歳以上)の保険料基準額を54,900円(改定前50,900円)と決定しました。また、今回から公費による低所得者の保険料軽減強化が導入され、第1段階の基準保険料率0.5が0.45に軽減されています。この軽減は、平成29年度から第3段階まで拡充される予定です。その他の変更点としては、所得段階の細分化を行い、これまでの12段階から14段階に増やしました。くわしくは左表参照)ご自身の介護保険料がいくらになるのかにつきましては、7月中旬に送付する介護保険料の決定通知書でお知らせする予定です。

これまで、介護保険サービスを利用した場合の利用料は、全員1割負担でしたが、一定以上所得のあるかたは、利用料が2割負担になります。くわしくは右表参照)また、2割負担導入に伴い、要支援要介護認定を受けたかた全員に利用者負担の割合1割または2割が記載された介護保険負担割合証を発行します。対象となるかたには、7月中旬までに郵送する予定です。

■要介護認定を受けている第1号被保険者が対象

本人の合計所得金額が160万円以上	利用者負担割合の要件		2割
	下記以外の場合		
同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額の合計が	単身は280万円未満	2人以上は346万円未満	1割
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割

※1 合計所得金額160万円を年金収入に換算すると280万円
※2 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

問い合わせ 高齢介護課管理係 ☎38-2046

介護保険料の減免制度

災害や失業、または低所得などの理由により、介護保険料を納めることが困難な事情が生じたかたについては、保険料の減免を受けることができる場合があります。減免の詳細および手続きについては、下記にご相談ください。

問い合わせ 高齢介護課管理係 ☎38-2046

■介護保険料減免基準表

保険料段階	減免の対象となるかた
第1段階	収入が少なく生活が著しく困窮しているかた
第2段階	前年度の年間収入金額が、150万円以下であるかた(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、150万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき17万5千円を加算した金額)
第3段階	前年度の年間収入金額が、150万円以下であるかた(世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、150万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき50万円を加算した金額)
第4~第14段階	失業等により、所得が激減したかた
全段階	生計中心者の失業・死亡等の特別な事情により、前年と比べ所得が半分以上に大幅に減少するかたのうち、一定の要件に該当するかた
	災害により被害を受けたかた
	風水害・火災などにより住宅・家財に著しい被害を受けたかたのうち一定の要件に該当するかた

芦屋市無年金外国籍高齢者等福祉給付金受給者

地域密着型サービスの施設等整備計画

種類	サービス内容	計画期間		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う24時間対応の居宅サービス	—	—	1カ所
小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む)	「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供する居宅サービス。看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービス	—	—	1カ所
地域密着型介護老人福祉施設	定員29人以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)へ入所する施設サービス	—	—	1カ所

特別養護老人ホームへの入所対象者が変更されます

【対象者は原則 要介護3~5に】 今まで特別養護老人ホームの入所対象者は要介護1~5のかたでしたが、介護保険制度の改正により、4月から原則、要介護3~5のかたに限定されました。

【特別養護老人ホームとは】 常に介護を必要とし、在宅で介護を受けながら生活することが困難なかたを対象に、日常生活のお世話などをする施設です。

問い合わせ 高齢介護課介護保険事業係 ☎38-2044